

保 警 警 第 1 4 号
防防運（防）第72号
令和元年6月13日

対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域での安全確保措置の実施に関する
協定

海上保安庁及び防衛省は、対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域での安全確保措置の実施に関し、次のように協定する。

防 衛 大 臣 岩 屋 毅

海上保安庁長官 岩並 秀一

（趣旨）

第1条 この協定は、重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律（平成28年法律第9号。以下「法」という。）第11条第3項において準用する同条第1項又は第2項の規定により、施設警護自衛官が対象防衛関係施設（自衛隊の施設に限る。以下同じ。）に係る対象施設周辺地域の上空を飛行する小型無人機等の飛行に対し安全確保措置を実施する際の基本的事項その他海上保安官との連携要領を定めるものとする。

（定義）

第2条 本協定において使用する用語は、法において使用する用語の例によるほか、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 施設警護自衛官 対象防衛関係施設を職務上警護する自衛官をいう。
- (2) 安全確保措置 法第11条第1項から第3項までの規定により施設警護自衛官又は海上保安官が対象防衛関係施設の安全を確保するためにとる措置をいう。
- (3) 海域 法第3条第3項に規定する海域をいう。

（相互通報）

第3条 施設警護自衛官及び海上保安官は、法第10条第1項又は第3項本文の規定に違反して対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域（海域を含むものに限る。以下同じ。）の

上空において小型無人機等の飛行が行われていると認められる場合には、次に掲げる情報を相互に通報するものとする。

- (1) 当該小型無人機等の飛行に係る機器の特徴
- (2) 当該小型無人機等の飛行に係る区域
- (3) 当該小型無人機等の飛行に係る機器の操縦者（操縦者である蓋然性が高いと認められる者を含む。以下同じ。）の特徴
- (4) 当該小型無人機等の飛行に係る機器の操縦者の位置
- (5) その他当該小型無人機等の飛行に係る情報

2 前項に規定する通報は、第7条の規定により定めるところにより行うものとする。

（施設警護自衛官による安全確保措置）

第4条 施設警護自衛官が前条第1項に規定する小型無人機等の飛行が行われていると認めた場合において、対象防衛関係施設及びその指定敷地等並びにその上空以外の場所（海域に限る。以下同じ。）及びその上空においては、海上保安官が安全確保措置をとるものとする。ただし、次に掲げる場合については、施設警護自衛官が当該対象防衛関係施設及びその指定敷地等並びにその上空以外の場所及びその上空（次条各号に掲げる地域及びその上空に限る。以下同じ。）において安全確保措置をとるものとする。

- (1) 第7条の規定により定めるところにより、当該対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域を管轄する管区海上保安本部の長（以下単に「管区海上保安本部長」という。）から当該対象防衛関係施設の管理者（以下単に「管理者」という。）に対し安全確保措置の実施に係る依頼があった場合
- (2) 当該対象防衛関係施設に対する危険を未然に防止するため、海上保安官の到着を待つことなく施設警護自衛官が当該対象防衛関係施設及びその指定敷地等並びにその上空以外の場所及びその上空において安全確保措置をとる必要があると認められる場合

2 施設警護自衛官及び海上保安官は、安全確保措置の実施に当たっては、相互に緊密に連携するものとする。

（施設警護自衛官による安全確保措置の地理的範囲）

第5条 施設警護自衛官による安全確保措置は、次に掲げる地域及びその上空において実施するものとする。

- (1) 海上保安庁法（昭和23年法律第28号）第28条の2第1項の離島に所在する対象防衛関係施設にあっては、第7条の規定により定められた地域及びその上空
- (2) 前号以外の対象防衛関係施設にあっては、当該対象防衛関係施設及びその指定敷地等並びにその上空。ただし、前条第1項各号に掲げる場合にあっては、当該対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域及びその上空

（管区海上保安本部長への通知）

第6条 管理者は、施設警護自衛官が安全確保措置を実施した場合には、速やかにその旨を

管区海上保安本部長に通知するものとする。

(連絡手段等)

第7条 管理者及び管区海上保安本部長は、本協定を実施するため、連絡手段、第5条第1号に規定する対象防衛関係施設について施設警護自衛官が安全確保措置を実施する地域及びその上空その他必要な事項をあらかじめ別に定めるものとする。

(見直し)

第8条 この協定に定める事項については、必要に応じ、見直しを行うものとする。

附 則

この協定は、令和元年6月13日から実施する。

附 則 (令和2年7月14日保警警第26号、防防運(防)第299号)

この協定は、令和2年7月14日から実施する。